

公民共同企業体パートナー事業者募集
審査基準

平成 30 年 7 月

小諸市上水道課

目 次

1	本審査基準の位置づけ	1
2	決定方法の基本的な考え方	1
3	審査委員会の設置	1
4	審査の流れ	2
5	参加資格審査	3
6	提案審査	3
	(1) 審査方法	3
	(2) パートナー事業者候補の決定	3
7	パートナー事業者候補の提案内容の取扱い	3
8	審査項目及び配点	4
	(1) 参加資格審査	4
	(2) 提案審査	5

1 本審査基準の位置づけ

本審査基準は、小諸市が、最も優れたパートナー事業者候補を決定するための方法、審査基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

2 決定方法の基本的な考え方

地方自治体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）上、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の方法によることとされている。

パートナー事業者候補と締結する株主間協定は、小諸市とパートナー事業者が公民共同企業体の運営方針や株主権の行使等に関し取決めを交わす契約であり、財産価値の異動増減を伴う地方自治法が意図する契約とは性格が異なるが、地方自治法の契約手続に準じ、パートナー事業者の募集手続を実施する。

地方自治法上、契約の相手方は一般競争入札で決定することが原則である。しかし、株主間協定の性格上、パートナー事業者は価格競争ではなく、公民共同企業体の事業方針の実現に最も適した相手方であることが重要であるため、「公募型プロポーザル」方式によりパートナー事業者候補を決定する。

審査は、小諸市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に基づき、応募法人又は応募グループ構成法人の参加資格要件を確認する「参加資格審査」と、資格審査通過者が提出する提案書を審査する「提案審査」の 2 段階に分けて実施する。

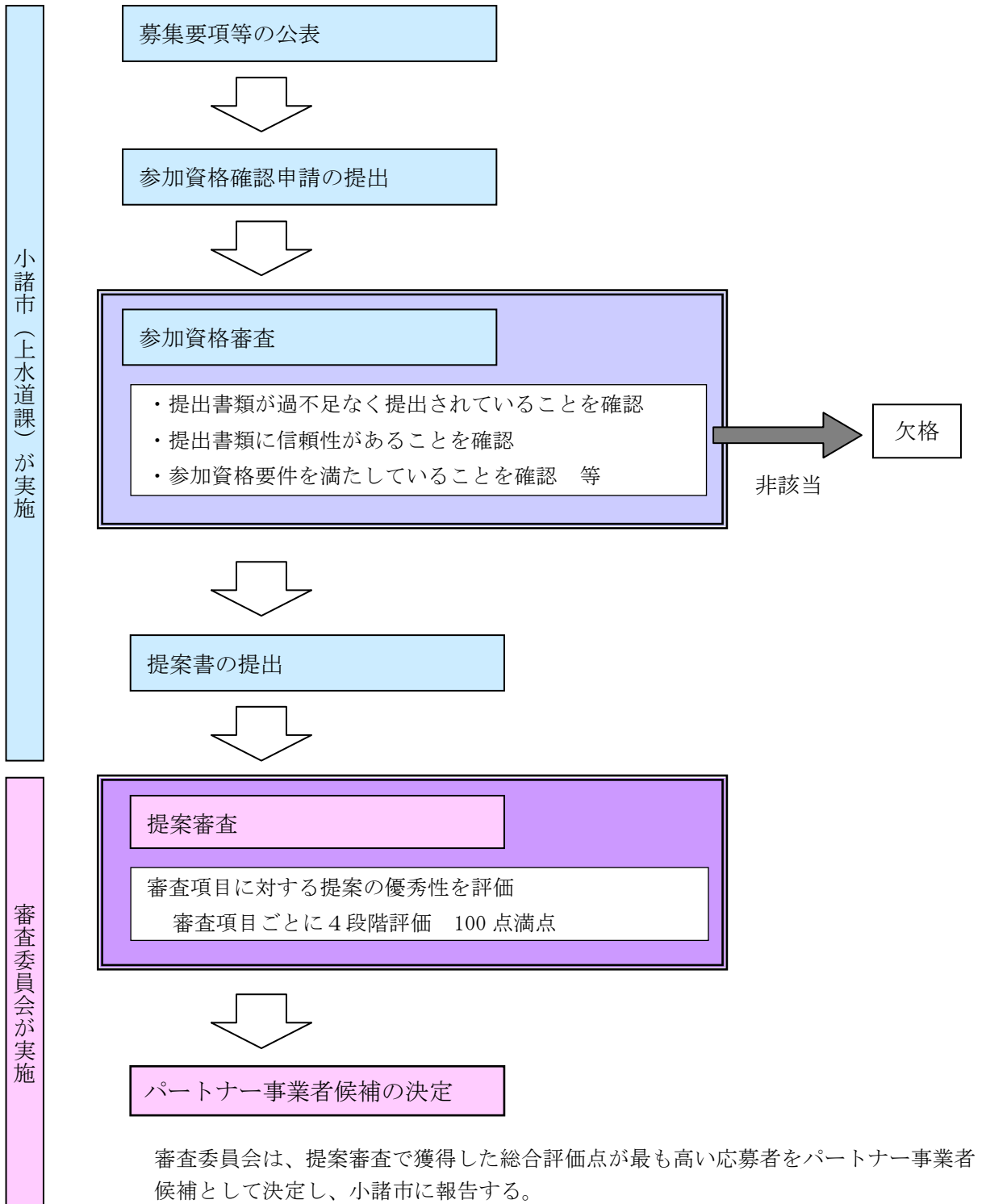
3 審査委員会の設置

小諸市は、専門的知見からの意見を聴取するために「公民共同企業体設立・運営審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、公平かつ客観的な審査によりパートナー事業者候補を決定する。委員会の構成は 5 人以上とし、委員の氏名等は事業者の選定に影響を与えないようパートナー事業者候補公表まで非公表とする。

なお、参加資格審査は小諸市が行い、提案審査を審査委員会が行うものとする。審査委員会は審査結果を小諸市に報告し、小諸市はこれを基にパートナー事業者候補を決定する。

4 審査の流れ

審査の流れは次のとおりである。



※ 審査に係る書類の整理、審査項目の得点の計算、集計等の取りまとめは小諸市（事務局）が行い、審査委員会に報告する。

5 参加資格審査

小諸市は、応募法人又は応募グループの構成法人が、募集要項に示す参加資格要件を満たしているかどうかを確認する参加資格審査を行い、要件を備えていない応募者は欠格とする。

6 提案審査

(1) 審査方法

審査委員会は、資格審査通過者が提出した提案書について、提案審査を実施する。提案審査は、原則、文章で記載された内容（以下「文章内容」という。）で評価する。図面又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章内容を理解するための補足資料として用い、文章内容と図面等に矛盾がある場合は、文章内容を優先する。

提案審査の審査項目及び配点は5ページのとおりとし、審査委員は、審査項目ごとに次に示す4段階評価を行い、評価に応じて計算された審査項目の得点の合計点（100点満点）を評価点とする。

ただし、資格審査通過者が1者であった場合は基準点評価に変更するものとし、基準点は50点とする。

提案者は、審査委員会に対し個別に平成30年9月30日（日）にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングは、提案書の内容を審査委員会が正しく理解するために実施するものである。

評価	評価の意味合い	得点化の方法
A	当該審査項目において、秀でて優れていると認められる。	配点×1.0
B	当該審査項目において、優れていると認められる。	配点×0.7
C	当該審査項目において、評価可能な点が認められる。	配点×0.3
D	当該審査項目において、評価できる点が認められない。	配点×0.0

(2) パートナー事業者候補の決定

審査委員会は、各審査委員の評価点の平均（小数点第3位まで計算し、小数点第3位を切り上げる。）を総合評価点とし、総合評価点が最も高い応募者をパートナー事業者候補として決定し、小諸市に報告する。

総合評価点が同点の提案が2つ以上あった場合は、審査委員会の協議によりパートナー事業者候補を決定する。

なお、基準点評価の場合は、総合評価点が基準点を満たす場合のみパートナー事業者候補として決定し、小諸市に報告するものとする。

7 パートナー事業者候補の提案内容の取扱い

公民共同企業体の設立、経営及び事業運営は、パートナー事業者候補の提案内容（審査委員会のヒアリング等に対して回答した内容を含む。）を指針として、実施するものとする。

8 審査項目及び配点

(1) 参加資格審査

ア 基本事項

- ①平成30年度の小諸市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②法律行為を行う能力を有していること。
- ③破産法に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑤民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑥会社法に基づく会社の特別清算の申立がなされていないこと。
- ⑦地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる入札参加停止の事由に該当するものではないこと。
- ⑧暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある団体ではないこと。
- ⑨参加資格確認申請の提出期限の日から過去2年間に不渡手形又は不渡小切手を振り出していないこと。
- ⑩法人税、消費税及び地方消費税、小諸市の税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ⑪審査委員会の委員又は委員が属する法人又はその子会社若しくは親会社でないこと。
- ⑫「公民共同企業体設立アドバイザー業務委託」を受注した法人又はその子会社若しくは親会社でないこと。

イ 実績事項

過去10年間（平成20年度から平成29年度）のうちに、以下のすべての実績を有すること。ただし、応募グループの場合、構成法人のいずれかが実績を有すればよい。なお、出資比率が20%以上の特定共同企業体としての受託実績及び当該者に対し会社法第2条第4号に規定する親会社にあたる法人の受託実績を含む。

- ①国内の給水人口10万人以上の上水道事業又は同規模の上水道事業への水道用水供給事業において、浄水施設・配水施設の運転及び維持管理業務を継続して5年以上実施した実績。
- ②国内の水道事業において、管路施設の管理業務（修繕等）を1年以上実施した実績。
- ③水道法第24条の3に基づく第三者委託の実績。

ウ 以下の技術者の配置ができること。ただし、応募グループの場合、構成法人のいずれかが資格者を配置できればよい。（有資格者が重複していてもよい）

- ①水道技術管理者の資格を有する者。
- ②給水装置工事主任技術者
- ③第一種電気工事士の資格を有する者。ただし、平成32年9月までは常時配置でなく、小諸市の要請により一時的に配置できれば良い。（台風接近時等）

(2) 提案審査

審査項目		審査の視点	配点	
応募者の能力・実績	応募者の経営の健全性	・ 応募者の経営状況は健全か。(自己資本比率、借入金依存度、自己資本利益率)	5	15
	応募者の実績	・ 国内の上水道事業又は水道用水供給事業における、浄水施設・配水施設の運転及び維持管理業務の実績が豊富か。 ・ 国内の水道事業において、管路施設管理業務(修繕等)の実績が豊富か。 ・ 水道法第24条の3に基づく第三者委託の実績が豊富か。 ・ その他本事業の実施に際し、有用な実績を有しているか。	10	
公民共同企業体の経営	経営方針	・ 水道事業等が抱える課題への認識や理解が適切か。 ・ 募集要項及び公民共同企業体設立案を踏まえた上で、提案者独自の経営方針が示されているか。	10	25
	収支計画・資金計画	・ 長期の事業継続を前提とした無理のない収支計画及び資金計画となっているか。 ・ 業務の効率化を通じ、指定管理業務のコスト縮減が示されているか。	10	
	経営リスクへの対応	・ 経営に対するリスク要因とリスクが顕在化した際の対応策が適切か。	5	
持続可能な水道事業の実現に向けた事業運営	信頼が得られる水道サービスの提供	・ 指定管理業務の受託にあたり、安全、安心、良質な水の安定供給に向けた考え方が適切に示されているか。 ・ 予防保全の観点から、水道施設の機能、性能を確保するための考え方が適切に示されているか。 ・ ライフサイクルコスト又は環境負荷を低減するための水道施設の維持管理、修繕又は運営上の工夫が適切に示されているか。 ・ 水道事業運営支援業務について具体的対策(収納率向上等)が示されているか。	15	45
	リスク管理	・ 事故予防策、事故発生後の再発防止策の考え方は適切か。 ・ 災害時又は異常時(水質、施設の異常、漏水、保安等)への対応策の考え方は適切か。 ・ 事業継続に対する考え方が適切に示されているか。	10	
	技術力の向上と承継	・ 公民共同企業体の人材育成に関する考え方、具体的な人材育成(OJT、研修、訓練)手法が適切に示されているか。 ・ 公民共同企業体への水道の技術力の蓄積、承継についての考え方が適切に示されているか。	15	
	実施体制及び引継ぎ	・ 小諸市からの指定管理業務の円滑な引継ぎに向け計画が適切に示されているか。 ・ 平成31年10月から公民共同企業体が指定管理業務を円滑に遂行できる体制が示されているか。	5	
公民共同企業体の成長性	市内経済への寄与	・ 小諸市の経済活性化に寄与できる提案が示されているか。	5	15
	近隣水道事業への展開	・ 近隣の水道事業への展開について、具体的な事業提案やアプローチの方法が示されているか。	5	
	新規事業の展開	・ 上記以外の事業について、具体的な事業提案やアプローチの方法が示されているか。 ・ 新規事業の展開に当たり、リスク要因とリスクが顕在化した際の対応策が適切に示されているか。	5	
合計			100	